

兵庫県  
福祉のまちづくり条例

特定施設建築等届 (第15条)	正 1 副 1
小規模購買施設等建築等届 (第24条の7)	正 1 副 1
共同住宅建築等届 (第29条)	正 1 副 1

計画提示・事前相談  
(必要に応じ実施)

訂正等

届出(受付)  
※着手30日前までに

・審査

補正連絡・調整  
(指導・助言)

訂正等

・点検

副本交付

特定施設の場合

←工事着手

←工事完了

特定施設工事完了届  
(第18条)

・検査、現場確認

検査合格、適合時適合証交付

兵庫県  
環境の保全と創造に関する条例

建築物等緑化計画届 (第118条の2)	正 1 副 3
------------------------	------------

計画提示・事前相談  
(必要に応じ実施)

訂正等

届出(受付)  
※確認申請前までに

・審査

補正連絡・調整  
(指導・助言)

訂正等

・点検

副本交付

確認申請書手続き

←工事着手

←工事完了

建築物等緑化計画完了届  
(第118条の2)

・写真等

検査合格、副本交付

建築物環境性能評価書 (第118条の5)	正 1 副 1
-------------------------	------------

計画提示・事前相談  
(必要に応じ実施)

訂正等

届出(受付)  
※着手21日前までに

・審査

補正連絡・調整  
(指導・助言)

訂正等

・点検

副本交付

←工事着手

←工事完了

特定建築物工事完了届書  
(第118条の8)

・検査、現場確認

検査合格、適合時適合証交付

建築物のエネルギー消費性  
能向上に関する法律

届出書 (第19条)	正 1 副 1
---------------	------------

計画提示・事前相談  
(必要に応じ実施)

訂正等

届出(受付)  
※着手21日前までに  
(評価書を提出する場合を除く)

・審査

補正連絡・調整  
(指導・助言)

訂正等

・点検

副本交付

認定及び副本交付

←工事着手

←工事完了

工事完了報告書  
(第12条)

・検査

30年間の維持保全  
(報告を求める場合有)

長期優良住宅の普及の促進  
に関する法律

認定申請書 (第5条)	正 1 副 ※
----------------	------------

※副本の数は申請内容による

計画提示・事前相談  
(必要に応じ実施)

訂正等

申請(受付)  
※着手までに

・審査

書類不備等連絡  
(指導・助言)

訂正等

・点検

認定及び副本交付

←工事着手

←工事完了

工事完了報告書  
(第12条)

・検査

30年間の維持保全  
(報告を求める場合有)

都市の低炭素化の促進  
に関する法律

認定申請書 (第53条)	正 1 副 ※
-----------------	------------

※副本の数は申請内容による

計画提示・事前相談  
(必要に応じ実施)

訂正等

申請(受付)  
※着手までに

・審査

書類不備等連絡  
(指導・助言)

訂正等

・点検

認定及び副本交付

←工事着手

←工事完了

工事完了報告書  
(第56条)

・検査

30年間の維持保全  
(報告を求める場合有)

建築基準法  
(確認申請)

確認申請書 (第6条他)	正 1 副 1
-----------------	------------

事前相談、事前受付  
(必要に応じ実施)

・事前審査

訂正等

・構造計算適合性判定が  
必要な規模のものは  
指定構造計算適合性判定  
機関への申請が必要  
・建築物エネルギー消費性能  
適合性判定が必要なものは  
適合するかどうかの判定が  
必要

各課合議、手数料納付

本申請(受付)

・審査、現場調査

補正連絡・調整  
(指導・助言)

訂正等

・点検

消防同意又は通知

・法6条第4項の期間の  
末日の3日前までに  
構造計算適合性判定及び  
建築物エネルギー消費性能  
適合性判定の通知書又は  
その写しの提出が必要  
・最終点検

確認済証、副本交付

←工事着手

中間検査申請書  
(第7条の3)

正 1  
副 1

・検査

中間検査合格  
検査済証交付

←工事完了

完了検査申請書  
(第7条)

正 1  
副 1

※用途変更時、工事完了届  
・検査

検査合格、検査済証交付

※定期報告必要な場合有

建築基準法  
(許可申請)

許可申請書	正 1 副 1
-------	------------

接道(第43条)  
用途規制(第48条)  
高さ関係(第56条)  
日影規制(第56条の2)  
仮設建築物(第85条)他

事前相談

仮受付

・審査、協議

訂正等

手数料納付

本申請(受付)

接道 日影 用途 仮設  
高さ 地域 建物

包括  
個別  
同意  
審査

公開に  
よる  
意見の  
聴取

建築審査会の同意  
(3ヶ月毎開催予定)

消防同意

許可及び副本交付

確認申請書手続き

←工事着手

建築基準法  
(認定申請)

認定申請書 (第86条他)	正 1 副 1
------------------	------------

建築基準法  
(仮使用認定申請)

仮使用認定申請書  
(第7条の6)

正 1  
副 1

高齢者、障害者等の移動等の円  
滑化の促進に関する法律

認定申請書  
(第17条)

正 1  
副 1

建築物の耐震改修の促進  
に関する法律

認定申請書  
(第8条)

正 1  
副 1

建設工事に係る資材の  
再資源化等に関する法律

届出書

正 1  
副 1

建築物のエネルギー消費性  
能の向上に関する法律

計画書  
(法12条、13条)

正 1  
副 1

計画認定申請書  
(法29条)

正 1  
副 ※

認定申請書  
(法36条)

正 1  
副 ※

※副本の部数は申請内容による

マンションの建替え等の  
円滑化に関する法律

認定申請書  
(第102条)

正 1  
副 1

許可申請書  
(第105条)

正 1  
副 1

建築指導課  
Tel.072-784-8065

指定（民間）確認検査機関からの  
建設予定地に関する調査依頼

建設予定地に関する調査依頼

・建設予定地に関する調査依頼書（1号様式）	1部
・建設予定地に関する調査書（2号様式）	1部
・調査書発行通知書（3号様式）	1部
・添付図面（付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、敷地・道路断面図）	各2部
・郵送用封筒（調査書用及び通知書用）	各1部
調査書用：民間指定確認検査機関送付用の封筒	
通知書用：3号様式の複写を1部送付	

各課合議

調査書受付

・現場調査

・点検

※調査書を指定確認検査機関に郵送

※発行通知書を代理者へ

伊丹市都市活力部都市整備室建築指導課  
伊丹市千僧1丁目1番地  
TEL: 072-784-8065  
FAX: 072-784-8145  
E-mail: shidou@city.itami.lg.jp

## 建築に関する申請の流れ

協議内容	協議部署
水路占用・道路占用	道路保全課 (5F)
住居表示・官民境界明示	土地調査課 (5F)
都市計画道路・狭あい道路	道路建設課 (5F)
地区計画・風致地区 都計法・用途地域	都市計画課（都市計画担当）(6F)
開発許可・中高層建築物 宅地開発等指導要綱・駐車場法	都市計画課（開発指導担当）(6F)
屋外広告物・景観形成	都市計画課（都市景観担当）(6F)
工場等設置届出関係	環境保全課 (5F)
家庭系のごみ置場関係	生活環境課 (3F)
空港周辺	空港政策課 (2F)
風営法・旅館業法に係る建物	子ども若者企画課 (4F)
小売店舗等・工場等設置届出関係	商工労働課 (6F)
工場緑化	みどり自然課 (3F)
駐車場施設等	都市安全企画課 (5F)
老人ホームに類する施設	介護保険課、地域・高年福祉課 (1F)
文化財関係	社会教育課（文化財担当） 072-784-8090
消防法	消防局管理室予防課 072-783-0799
上水道関係・排水設備	上下水道局水道課 072-783-1654
下水道計画(雨水污水)・放流区域 公有水路等	上下水道局下水道課 (污水関係) 072-784-8074 (雨水・水路関係) 072-784-8072
高圧線付近	関西電力（尼崎電力所） 06-6481-5095
河川法関係（2級河川）	宝塚土木事務所（阪神北県民局） 0797-83-3101(代)
河川法関係（1級河川）	国土交通省猪名川河川事務所 06-6493-1281
電波伝搬防止区域	近畿総合通信局（無線通信部） 06-6942-8559
空港に関する電波障害	大阪空港事務所 航空管制技術官 06-6843-1274
航空法	関西エアポート株式会社 伊丹空港運用部ITAMIオペレーションセンター 06-4865-9601
JR新幹線・福知山線沿線	西日本旅客鉄道株式会社（大阪保線区） 06-6463-7054
阪急伊丹線沿線	阪急電鉄（保線課） 06-6303-7824

都市計画課 開発指導グループ  
Tel.072-784-8066

宅地開発等指導要綱 都市計画法（開発許可） 中高層建築物

開発事業承認申請書 (第5条)	(第29条)	高さが10mを超える建築物、又は地上4階以上の建築物
開発面積が500㎡以上又は 建設計画戸数が2戸以上の 住宅を建築する事業	開発面積が500㎡以上で 土地の区画形質の変更を伴う 事業	

計画提示・事前相談

事前協議申請（受付）  
※毎月10日締切

事前協議会  
(毎月末頃に開催)

事前協議会指示事項を通知  
※事前協議会開催日からほぼ7日後の予定

ワンルームマンション等1戸(室)当りの占有床面積25㎡以下の住宅(寮、寄宿舎を含む)、又は、倉庫を第2種中高層住居専用地域に建築(延べ面積500㎡以上)する場合は、別に条件がありますので相談してください。

承認申請  
(事前協議指示事項への対応を明記)

承認通知

都市計画法第32条  
協議・同意  
(市長及びその他公共施設管理者)

手数料納付書発行  
手数料納付

許可申請書（受理）

許可通知

←工事着工  
←工事完了

工事完了届出  
(第36条)

完了公告

確認申請書手続き

予定建築物の標識(看板)  
を建設予定地に設置

または

戸(個)別説明  
必要により  
戸(個)別説明を数次にわたり実施

第1回説明会開催  
開催日の10日前迄に案内を関係住民に配布

第n回説明会開催  
開催日の10日前迄に案内を関係住民に配布

説明会に参加できなかった関係住民への戸(個)別説明

対象建築物届出書（受理）  
※確認申請の30日前